

# 魚津市教育委員会告示第1号

魚津市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱を次のように定める。

平成25年1月4日

魚津市教育委員会  
委員長 大野 聰一

## 魚津市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の後援又は共催（以下「後援等」という。）の名義使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用をもって支援することをいう。

(2) 共催 行事の企画又は運営に参し、共同で主催することをいう。

### (承認の基準)

第3条 教育委員会が後援等の名義使用を承認する行事の基準は、次の各号のいずれにも該当するもので、教育委員会が後援等を行うことが適切かつ有意義と認められるものとする。

(1) 行事の主催者が次のいずれかに該当するもの

ア 国、地方公共団体又はこれに準ずる機関

イ 学校

ウ 公益法人又はこれに準ずる団体

エ 学校教育、社会教育（文化、スポーツを含む。）に関する団体等

オ 報道機関又は学術研究機関等で公益性が高いと認められるもの

カ その他教育委員会が特に認めるもの

(2) 行事の内容が、次の全てに該当するもの

ア 公共の福祉の向上に寄与すると認められるもの

イ 公序良俗に反しないもの又は反するおそれがないもの

ウ 営利又は商業宣伝等を主たる目的としないもの（ただし、収益金

の全部又は一部を教育事業等に寄附することがあらかじめ定められているものを除く。)

エ 政治的又は宗教的な活動でないもの

オ 専ら当該団体の構成員の親睦のために行われるものでないもの

カ 教育委員会の行政運営及び施策の推進に関する方針に反するものでないもの

(3) その他、次の要件を全て満たしているもの

ア 主催者の行事遂行能力が十分あると認められること。

イ 開催及び開設にあたって、公衆衛生、災害防止等について十分な設備及び措置が講じられていること。

ウ 入場料、参加料、出展料等の費用を主催者が徴収する場合については、事業内容及び規模からみて適当と認められること。

(後援等の名義)

第4条 後援等の名義は、「魚津市教育委員会」とする。

(申請)

第5条 後援等の名義使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、魚津市教育委員会後援等名義使用承認申請書（様式第1号）に、当該行事の実施要綱、募集要領その他行事の概要がわかる書類を添えて、当該行事の開催日初日の1月前までに教育委員会に提出しなければならない。

(使用の承認)

第6条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、受理した日から15日以内に、承認又は不承認の決定を行い、魚津市教育委員会後援等名義使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 後援等の名義使用の承認期間は、承認の日から当該行事終了の日までとし、6月を限度とする。ただし、行事の性質上やむを得ない場合はこの限りではない。

(行事の変更等)

第7条 後援等の名義使用の承認を受けた者は、当該承認の決定後に申請書に記載した事項を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに教育委員会に申し出なければならない。

(承認の取消し等)

第8条 教育委員会は、後援等の名義使用の承認を受けた行事が、次の各号のいずれかに該当するときは、承認の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。

(2) 第3条に規定する基準を満たさないことが明らかになったとき。

2 前項の取消しによって行事の主催者に損害が生ずることがあつても、教育委員会は、その責を負わない。

(終了報告)

第9条 後援等の名義使用の承認を受けた者は、当該行事終了後、教育委員会に速やかに終了報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

(事務処理)

第10条 後援等の名義使用の承認に関する事務は、申請された行事の内容と関連する事務を所掌する課等において行うものとする。

2 前項の使用承認については、教育長が決定するものとする。

(準用)

第11条 魚津市に係る後援等の名義使用の承認に関し、教育委員会が所掌となる行事の事務処理については、前条第1項を準用する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に受理している申請書の取扱いについてはなお従前の例による。